

○唐津市相知交流文化センター条例施行規則

平成25年4月1日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 唐津市相知交流文化センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日、月曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）においては、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の申請)

第4条 条例第4条の規定による利用許可を受けようとする者は、相知交流文化センター利用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は申請の際、必要と認める書類を添付させることができる。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の申請に係る利用を許可したときは、相知交流文化センター利用許可書（第2号様式）を交付する。

(利用許可申請の受付期間)

第6条 第4条第1項の規定による申請は、その申請に係る利用日（2日以上連続して利用する場合は、その初日）の6月前（文化ホールについては、1年前）から前日までに限り受け付けをするものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の順位)

第7条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間)

第8条 利用時間は、利用の許可を受けた時間内とし、準備及び利用に係る施設等の原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用時間の超過等)

第9条 利用者は、利用を開始した後において、利用時間を超過して利用とするときは、その旨を申請し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による利用時間の超過は、市長が施設の運営上支障がないと認める場合にのみ許可する。

(使用料の減免基準)

第10条 条例第7条第3項の規定による使用料の減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市又は唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催し、又は共

- 催する事業に使用するとき 全額
- (2) 市内の学校その他教育機関が行事に使用するとき 全額
- (3) 心身障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は知的障害者で療育手帳の交付を受けているものをいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）を主たる構成員とする市内の団体が利用するとき 全額
- (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために利用するとき 全額
- (5) 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする市内の文化団体及び社会教育団体がその活動に利用するとき 5割相当額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が定める額
（令5規則10・一部改正）

（使用料の減免申請）

第11条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、相知交流文化センター使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事に利用する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の使用料の減免を決定したときは、相知交流文化センター使用料減免決定通知書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

（令5規則10・一部改正）

（使用料の返還）

第12条 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、相知交流文化センター使用料返還申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、利用施設の定員を超えないこと。
- (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（以下「身体障害者補助犬」という。）以外の動物及び危険物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙、くぎ打ち、設備又は器具の設置をしないこと。
- (4) 館内及び施設内の所定の場所以外の場所で喫煙し、又は許可なく施設内での飲食、火気の使用等の行為をしないこと。
- (5) 施設内を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 許可なく施設内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附及びそれに類する行為をしないこと。
- (8) 入館者に次条の事項を守らせること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第14条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び器具を破壊しないこと。
- (2) 身体障害者補助犬以外の動物及び危険物を持ち込まないこと。
- (3) 館内及び施設内の所定の場所以外の場所で喫煙し、又は許可なく施設内での

- 飲食、火気の使用等の行為をしないこと。
- (4) 施設内を不潔にしないこと。
 - (5) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (6) 許可なく施設内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附及びそれに類する行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。
(損傷届等)

第15条 条例第9条第1項の規定により建物、設備その他の器具等を損傷し、滅失し、又は汚損した者は、直ちにその理由を付して損傷（滅失）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
(読替規定)

第16条 条例第12条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせている場合における第2条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第2条から第7条までの規定及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 条例第15条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第10条から第12条まで及び第3号様式から第5号様式までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条中「条例第7条第3項」とあるのは「条例第15条第4項の規定により読み替えて適用される条例第7条第3項」と、第10条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「条例第7条第4項」とあるのは「条例第15条第4項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項」とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の唐津市相知交流文化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の唐津市相知交流文化センター条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づき申請された使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に、旧規則の規定に基づき使用されている様式は、この規則による改正後の様式とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

相知交流文化センター利用許可申請書

許可 第 号

年 月 日

様

次のとおり利用許可を申請します。

代表者及び申請者	住所〒		団体(会社)名		
	代表者		電話番号		
	申請者		連絡先(電話番号)		
利用目的	行事名称				
	行事内容 (詳しくご記入ください)				
利用日時	年 月 日(曜日) 時 分から	(日 時間)	案内表示時間		
	年 月 日(曜日) 時 分まで		月 日(曜日) 時 分から		
利用区分	会議室1・会議室2・会議室3・調理実習室・和室1・和室2 研修室A・研修室B・研修室(全室)・エントランス(展示) リハーサル室・控室1・控室2・舞台(のみ)・ホール・ホワイエ(展示)				
器具使用	使用する() 使用しない		予定人員	人	
共催・後援等	[共催] 無・有(唐津市・唐津市教育委員会)		[後援] 無・有(唐津市・唐津市教育委員会)		
備考					
使用料 領収月日 領収番号	施設	冷暖房	器具	領収年月日	領収番号
	円	円	円	年 月 日	
	合計			円	
決 裁 欄					

第2号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

（表）

相知交流文化センター利用許可書

許可 第 号
年 月 日

様

印

次のとおり利用を許可します。

代表者及び申請者	住所〒		団体(会社)名		
	代表者		電話番号		
	申請者		連絡先(電話番号)		
利用目的	行事名称				
	行事内容				
利用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	(日 時間)	案内表示時間 月 日(曜日) 時 分から		
利用区分	会議室1・会議室2・会議室3・調理実習室・和室1・和室2 研修室A・研修室B・研修室(全室)・エントランス(展示) リハーサル室・控室1・控室2・舞台(のみ)・ホール・ホワイエ(展示)				
器具使用	使用する() 使用しない		予定人員	人	
共催・後援等	[共催] 無・有(唐津市・唐津市教育委員会)		[後援] 無・有(唐津市・唐津市教育委員会)		
備考					
使用料 領収月日 領収番号	施設	冷暖房	器具	領収年月日	領収番号
	円	円	円	年 月 日	
	合計			円	
利用上の注意	<p>1 唐津市相知交流文化センター条例及び同施行規則並びに裏面の注意事項を守ること。</p> <p>2 利用時間には、準備及び後片付けの時間も含まれます。</p>				

(裏)

利用者は、次のことにご注意ください。

- 1 利用開始の前に、この利用許可書を事務室にお示しください。
- 2 利用の権利を、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 次の事項を守ってください。
 - (1) 収容人員は、利用施設の定員を超えないこと。
 - (2) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬(以下「身体障害者補助犬」という。)以外の動物及び危険物を持ち込まないこと。
 - (3) 許可なく壁、柱等にはり紙、くぎ打ち、設備又は器具の設置をしないこと。
 - (4) 館内及び施設内の所定の場所以外の場所で喫煙し、又は許可なく施設内での飲食、火気の使用等の行為をしないこと。
 - (5) 施設内を不潔にしないこと。
 - (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 許可なく施設内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附及びそれに類する行為をしないこと。
 - (8) 入館者に次の事項を守らせてください。
 - ア 施設及び器具を破壊しないこと。
 - イ 身体障害者補助犬以外の動物及び危険物を持ち込まないこと。
 - ウ 館内及び施設内の所定の場所以外の場所で喫煙し、又は許可なく施設内での飲食、火気の使用等の行為をしないこと。
 - エ 施設内を不潔にしないこと。
 - オ 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - カ 許可なく施設内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附及びそれに類する行為をしないこと。
 - (9) 職員がセンターの管理上必要があつて利用している施設に立入りを求めたときは、これを拒まないこと。
 - (10) 施設の利用を終えたときは、職員の点検を受けること。
 - (11) 職員の指示に従うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 利用の許可条件に違反したとき。
 - (2) 前項に掲げる事項を守らないとき。
 - (3) 使用料を滞納しているとき。
 - (4) その他センターの管理上必要があるとき。
- 5 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市はこれに対して、補償の責任を負いません。
- 6 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用の許可の取消し、若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに設備その他を原状に回復しなければなりません。
- 7 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復し、これに要した費用を当該利用者から徴収します。
- 8 利用者は、建物、施設その他の器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 9 下駄その他入場に不適切な履物等を履いて入館することは、ご遠慮ください。
案内状、入場券などには必ずこの旨を記入してください。

第3号様式（第11条関係）

第3号様式（第11条関係）

相知交流文化センター使用料減免申請書

年 月 日

様

申請者	住所	
	団体名	
	代表者	電話
	連絡者	電話
行事名称		
利用区分		
利用日		
次の理由により使用料の減免を受けたいので申請します。		
理由		

第4号様式（第11条関係）
（令5規則10・一部改正）

第4号様式（第11条関係）

<p>相知交流文化センター使用料減免決定通知書</p> <p>相知交流文化センター使用料の減免を次のとおり決定したので通知します。</p>			
申請者 住所・氏名	住所 (電話 —) 氏名		
利用日時	年 月 日	午前 時 から 午後 時	午前 時 まで 午後 時
利用目的			
利用区分		減免額	1 全 額 2 円
<p>年 月 日</p> <p>印</p>			

第5号様式（第12条関係）
（令5規則10・一部改正）

第5号様式（第12条関係）

相知交流文化センター使用料返還申請書

年 月 日

様

申請者

住 所

氏 名

次の理由により、使用料を返還されるよう申請します。

許可年月日	年 月 日
利用を取りやめた施設及び 附属設備・備品等	
利用を取りやめた理由 ※具体的に記入すること。	
既納の使用料	円
返還申請金額	円

第6号様式（第15条関係）
（令5規則10・一部改正）

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者

住 所

氏 名

損 傷 （滅 失） 届

次のとおり損傷(滅失)しましたのでお届けします。

については、唐津市相知交流文化センター条例第9条第1項の規定により、指示と
おり賠償します。

損 傷 （滅 失） し た と き	損傷(滅失)箇 所又は物件	数 量	損傷(滅失)の内 容 又 は 程 度
年 月 日 時			
年 月 日 時			
年 月 日 時			
年 月 日 時			